

体育・スポーツ振興に関する協定書

愛知県（以下、「甲」という。）及び中京大学（以下、「乙」という。）は、体育・スポーツを通じて相互の振興を図ることに合意したので、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲及び乙（乙に併設する学校を含む。以下同じ。）が、体育・スポーツ及び健康づくりの分野において、それぞれの有する教育資源を有効かつ適切に活用し、甲及び乙の一層の発展及び更なる社会貢献を図ることを目的とする。

（甲・乙の協力項目）

第2条 この協定書に基づく相互の協力項目は、次の各号のとおりとする。

- （1）甲・乙それぞれの学校・施設における教育・研究及び課外活動に関すること
- （2）甲・乙における教職員の交流又は指導員の派遣に関すること
- （3）甲・乙における学生生徒の交流に関すること
- （4）甲・乙における行事・イベントに関すること
- （5）甲・乙における施設の利用に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に基づき、個別の協定書等を締結することができる。

（推進協議会の設置）

第3条 前条の協力項目を具体的に推進するため、甲及び乙は、それぞれの構成員からなる「推進協議会」を設置する。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、この協定書に基づいて得られた相手方の情報（非公開であるもの）について、相手方の書面による同意を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（協定期間）

第5条 この協定書の有効期間は、締結の日から、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに双方から特段の意思表示がない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第6条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意を持って協議し、解決を図る。

上記のとおり協定書が成立したので、甲及び乙が記名のうえ、各1通を保有する。

平成27年3月31日

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

甲 愛知県
代表者知事

大村秀章

愛知県名古屋市昭和区八事本町101-2

乙 中京大学
学長

北川 薫